

令和5年松茂町議会第4回定例会会議録

第1日目（12月7日）

○出席議員

- | | | | |
|-----|---|---|-----|
| 1番 | 金 | 森 | 恵美子 |
| 2番 | 川 | 端 | 順 |
| 3番 | 尾 | 野 | 浩士 |
| 4番 | 鎌 | 田 | 寛司 |
| 5番 | 米 | 田 | 利彦 |
| 6番 | 村 | 田 | 茂 |
| 7番 | 立 | 井 | 武雄 |
| 8番 | 佐 | 藤 | 道昭 |
| 9番 | 佐 | 藤 | 禎宏 |
| 10番 | 佐 | 藤 | 富男 |
| 11番 | 板 | 東 | 絹代 |
| 12番 | 川 | 田 | 修 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	吉 田 直 人
副 町 長	富 士 雅 章
教 育 長	丹 羽 敦 子
総務部長	松 下 師 一
産業建設部長	吉 崎 英 雄
教育次長兼社会教育課長	原 田 賢
民生部長	山 下 真 穂
税務課長	藤 田 弘 美
総務課長	入 口 直 幸
チャレンジ課長	袴 田 智 香
危機管理課長	山 口 高 史
産業環境課長	谷 本 富美代
環境センター所長	飯 田 雅 章
建設課長	永 井 義 猛
住民課長	佐 藤 友 美
学校教育課長	河 野 歩 美
福祉課長	宮 本 早 苗
長寿社会課長	河 野 聖 子

○職務のため議場に参加した職員の職・氏名

議会事務局長	多 田 雄 一
議会事務局主査	森 吉 梢

令和5年松茂町議会第4回定例会会議録

令和5年12月7日（第1日目）

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 選挙第7号 松茂町選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第4 議案第53号 モーターボート競走の施行について
- 日程第5 議案第54号 松茂町体育施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第55号 松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第56号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第57号 松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第58号 令和5年度松茂町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第10 議案第59号 令和5年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第60号 令和5年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第61号 令和5年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第62号 令和5年度松茂町下水道特別会計補正予算（第3号）

令和5年松茂町議会第4回定例会会議録

第1日目（12月7日）

午前10時00分開会

○議会事務局長【多田雄一君】　ただいまから、令和5年松茂町議会第4回定例会の開会をお願いいたします。

まず初めに、川田議長からご挨拶がございます。

○議長【川田　修君】　皆様、おはようございます。令和5年第4回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆様全員のご出席をいただいております。ありがとうございます。

4月末に統一地方選挙で改選が行われ、はや7か月が過ぎました。師走を迎え、何かと気ぜわしく感じられます。

コロナ感染症が2類から5類に移行し、様々な会合が対面で復活してきたと思います。これから忘年会等も多くなりますが、インフルエンザが流行の兆しも見せておりますので、健康には十分ご留意をお願いいたします。

以上、簡単ではありますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○議長【川田　修君】　ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、令和5年松茂町議会第4回定例会は成立いたしました。ただいまから令和5年松茂町議会第4回定例会を開会いたします。

○議長【川田　修君】　吉田町長から招集のご挨拶があります。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　皆さん、おはようございます。

今年もあと20日余りとなりました。最近ですけども、月日のたつのが非常に早く感じられます。今年は秋を感じることなく、何か急に冬が到来したような形で、寒さが非常に厳しくなりました。議員の皆さんにおかれましては、体調管理に十分ご留意をいただき、本定例会に臨んでいただければと思っております。

本日、令和5年松茂町第4回定例会に招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

このたび本定例会にお願いをいたしました案件は、選挙1件、議案10件となっております。慎重にご審議を賜りまして、全議案が可決決定を賜りますようお願いをいたしまして、簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】　これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から、毎月実施した月例出納検査の結果、各会計とも収支適正であると認められますと議長宛てに報告書が提出されておりますので、ご報告いたしておきます。

○議長【川田 修君】　これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでございます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」についてを行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、9番佐藤禎宏議員、及び10番佐藤富男議員を指名いたします。

○議長【川田 修君】　日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、12月7日から12月20日までの14日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【川田 修君】　異議なしと認めます。

よって、会期は12月7日から12月20日までの14日間に決定いたしました。

○議長【川田 修君】　続きまして、日程第3、選挙第7号「松茂町選挙管理委員及び補充員の選挙について」を議題といたします。

まず、選挙管理委員及び補充員の選挙の執行に当たり、選挙管理委員会事務局から説明を求めます。

入口選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長【入口直幸君】　それでは、選挙管理委員及び補充員の選挙につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

選挙第7号、松茂町選挙管理委員及び補充員の選挙についてでございます。

この選挙は、1ページの右上に掲載しております現在の選挙管理委員4名と補充員4名の任期が令和5年12月25日で満了となります。これに伴い、このたび選挙をお願いするものでございます。

現在、本町の選挙管理委員は、地方自治法第181条第2項に定められておりますとおり、4名をもって組織しております。また、補充員につきましても、同法第182条第2項により、選挙管理委員の選挙を行う場合において、同時に委員と同数の補充員を選挙しなければならないと定められており、委員と同数の4名でございます。

次に、選挙管理委員及び補充員の選出方法は、同法第182条第1項により、議会においてこれを選挙することとなっておりますが、選挙の方法につきましても、同法第118条により、投票による選挙と指名推選による2通りの方法がございますので、よろしくお願いいたします。

選挙管理委員に当選されますと、国または地方公共団体の選挙に関する職務に当たっていただくこととなりますが、補充員は、選挙管理委員に欠員が生じた場合に初めて選挙管理委員になるものでございまして、補充員の立場において、その職務はございません。また、補充員は、選挙管理委員に欠員が生じた場合は、誰が最初に就任するのか、補充の順位を決めておくことになっておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

次に、選挙管理委員及び補充員に選出される者の要件につきまして、6点ほどご説明させていただきます。

1点目は、松茂町の選挙権を有する者であること。2点目は、人格が高潔で政治及び選挙に関し公正な識見を有する者であること。3点目は、法律の定めるところにより行われる選挙、投票または国民審査に関する罪を犯し刑に処せられたことがないこと。4点目は、委員または補充員は、それぞれの中に2人が同時に同一の政党、その他政治団体に属する者とならないこと。5点目は、地方公共団体の議会議員及び長と兼ねることはないこと。そして、6点目は、選挙管理委員になりますと、その在職中は一切の選挙運動が禁じられることとなりますことから、これを了承した者でございます。

最後に、次期任期につきましては、令和5年12月26日から令和9年12月25日までの4年間となっております。

以上、選挙管理委員及び補充員の選挙についてのご説明とさせていただきます。よろし

くお願いいたします。

○議長【川田 修君】 ただいま選挙管理委員会事務局からの説明は終わりました。

このことについて質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑ないようなので、ただいまから松茂町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票、指名推選、いずれの方法といたしましょうか。

佐藤道昭議員。

○8番【佐藤道昭君】 議長による指名推選でお願いしたいと思います。

○議長【川田 修君】 ただいま、議長による指名推選にしてはとのご意見がありましたので、選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選の方法により実施したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、議長において指名推選によることに決定しました。

資料配付のため、小休します。

午前10時10分小休

午前10時12分再開

○議長【川田 修君】 小休前に引き続き、再開いたします。

それでは、まず、選挙管理委員に、中喜来字十人歩8番地5、下村稔氏、長原389番地、坂東真一氏、中喜来字福有開拓193番地13、杉田茂氏、笹木野字八上104番地、田中肇氏を指名いたします。

また、補充員には、第1順位に、広島字北ハリ24番地、佐藤重明氏、第2順位に、長原439番地、黒崎景一氏、第3順位に、中喜来字中組2番地4、菱崎隆氏、第4順位に、笹木野字八上67番地、井川昭宏氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました松茂町選挙管理委員及び補充員を当選人に定めることについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、選挙管理委員には、中喜来字十人歩8番地5、下村稔氏、長原389番地、坂東真一氏、中喜来字福有開拓193番地13、杉田茂氏、笹木野字八上104番地、田中肇氏、また、補充員には、第1順位に、広島字北ハリ24番地、佐藤重明氏、第2順位に、長原439番地、黒崎景一氏、第3順位に、中喜来字中組2番地4、菱崎隆氏、第4順位に、笹木野字八上67番地、井川昭宏氏がそれぞれ当選されました。

○議長【川田 修君】 次に、日程第4、議案第53号「モーターボート競走の施行について」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、令和5年第4回定例会に上程をいたしております議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号、モーターボート競走の施行につきましては、現在、本町が北島・板野両町と一部事務組合を構成し、鳴門市モーターボート競走場において年間24日間実施しておりますモーターボート競走施行について、その施行権が2年ごとの更新となっておりますことから、引き続き令和6年度・7年度も町財政の健全な伸長を目的とし、総務大臣の指定を受けてモーターボート競走を実施いたしたく、モーターボート競走法第2条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、鳴門市に対しまして、去る11月27日に北島町、板野町とともに鳴門市モーターボート競走場の使用についてご依頼を申し上げ、同日付にて同意をいただいているところでございます。

ご審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

○議長【川田 修君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第53号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【川田 修君】 これより議案第53号について討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【川田 修君】 これより採決いたします。

なお、この採決は起立によって行います。

議案第53号「モーターボート競走の施行について」を採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

ありがとうございます。全員起立でございます。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【川田 修君】 続きまして、日程第5、議案第54号「松茂町体育施設に係る指定管理者の指定について」から、日程第13、議案第62号「令和5年度松茂町下水道特別会計補正予算（第3号）」までの議案9件を一括して議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、引き続き提案理由をご説明申し上げます。

議案第54号、松茂町体育施設に係る指定管理者の指定につきましては、松茂町が所有する松茂町総合体育館など5つの体育施設について、今年度末の令和6年3月31日をもって現指定管理者との5年間の指定管理期間が満了いたしますことから、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間も引き続き岡田企画株式会社を指定管理者とするために、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第55号、松茂町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、個人番号を利用する松茂町独自事務において、国が追加機能として導入した公金受取り口座情報を町の一部事務で利用するため、必要となる条例別

表の改正を行うほか、国の法改正等に伴う所要の改正を行うものであります。

次に、議案第56号、松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等が本年7月20日に公布されたことに伴い、国民健康保険税のうち、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割及び所得割額を免除するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第57号、松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、項ずれ等関連する箇所について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第58号、令和5年度松茂町一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,946万1千円を追加し、補正後の予算の総額を71億4,346万8千円とするものであります。

この補正予算の主なものといたしましては、国が実施いたします非課税世帯に対する7万円の給付事業費として1億3,486万3千円を増額補正し、その財源として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を同額計上するものであります。そのほか、農業肥料の価格高騰対策として肥料高騰緊急対策事業補助金370万円を増額補正、事務事業の執行と見込みによる歳入歳出予算を補正増減し、歳入超過額2,342万9千円を財政調整基金に積立てをするものであります。

次に、議案第59号、令和5年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ125万円を追加し、補正後の予算の総額を16億5,255万9千円とするものであります。

歳入といたしましては、国庫補助金社会保障・税番号制度システム整備費等補助金6千円、繰越金124万9千円などを増額補正し、一般会計繰入金5千円を減額補正するものであります。

歳出といたしましては、国保税還付金30万円、諸支出金償還金95万円を増額補正するものであります。

次に、議案第60号、令和5年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,765万5千円を追加し、補正後の予算の総額を11億5,301万8千円とするものであります。

歳入の主なものとしたしましては、一般会計から繰入金 3 9 4 万 9 千円、前年度からの繰越金 1, 1 9 0 万円などを増額補正するものであります。

歳出の主なものとしたしましては、一般管理費として 3 5 1 万 6 千円、施設介護給付費として 9 8 0 万円などを増額補正するものであります。

次に、議案第 6 1 号、令和 5 年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 2 8 3 万 3 千円を減額し、補正後の予算の総額を 2 億 3, 4 9 8 万 3 千円とするものであります。

歳入としたしましては、後期高齢者医療保険料 4 0 3 万 9 千円を減額補正し、一般会計繰入金 1 2 0 万 6 千円を増額補正するものであります。

歳出としたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金 2 8 3 万 3 千円を減額補正するものであります。

次に、議案第 6 2 号、令和 5 年度松茂町下水道特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、収益的収入及び支出におきまして、5 1 0 万円をそれぞれ減額し、資本的支出におきまして、5 3 万 8 千円を減額補正するものであります。この補正は、委託料におきまして、執行見込みによる不用額を減額補正するものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

なお、ご審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

○議長【川田 修君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

ただいまの議案のうち、日程第 5、議案第 5 4 号「松茂町体育施設に係る指定管理者の指定について」の議案 1 件につきましては、本日、定例会終了後開催予定の全員協議会で詳細説明及び質疑応答を行った上、1 2 月 1 1 日再開予定の本会議で詳細説明を求め、質疑討論を行い、採決いたします。

それ以外の議案 8 件につきましては、1 2 月 1 1 日再開予定の本会議において、総括的な質疑を受けた後、各常任委員会に付託したいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長【川田 修君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日 1 2 月 8 日から 1 2 月 1 0 日までの 3 日間は、議案審査のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、明日１２月８日から１２月１０日までの３日間は、休会と決定いたしました。

次回は、１２月１１日、午前１０時から再開いたします。

本日はこれで散会といたします。どうもありがとうございました。

午前１０時２９分散会